

#### 10) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第16条第1項に基づき道路交通振動の限度及び時間の区分は表4-2-25に、区域の区分は表4-2-26及び図4-2-14に示すとおりです。

調査区域は概ね、商業・工業系地域と用途なし地域が該当する第2種区域が指定されており、住居系地域が該当する第1種区域も点在しています。

事業実施区域においては、主に第2号区域が、一部に第1号区域が指定されています。

表4-2-25 道路交通振動の限度

| 区域の区分 | 昼間 | 夜間 |
|-------|----|----|
| 第1種区域 | 65 | 60 |
| 第2種区域 | 70 | 65 |

注) 時間区分は以下の通りである。

昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表4-2-26 道路交通振動の限度における区域の区分

(愛知県)

| 区域    | 区域の区分   |
|-------|---|
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 |
| 第2種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域                           |

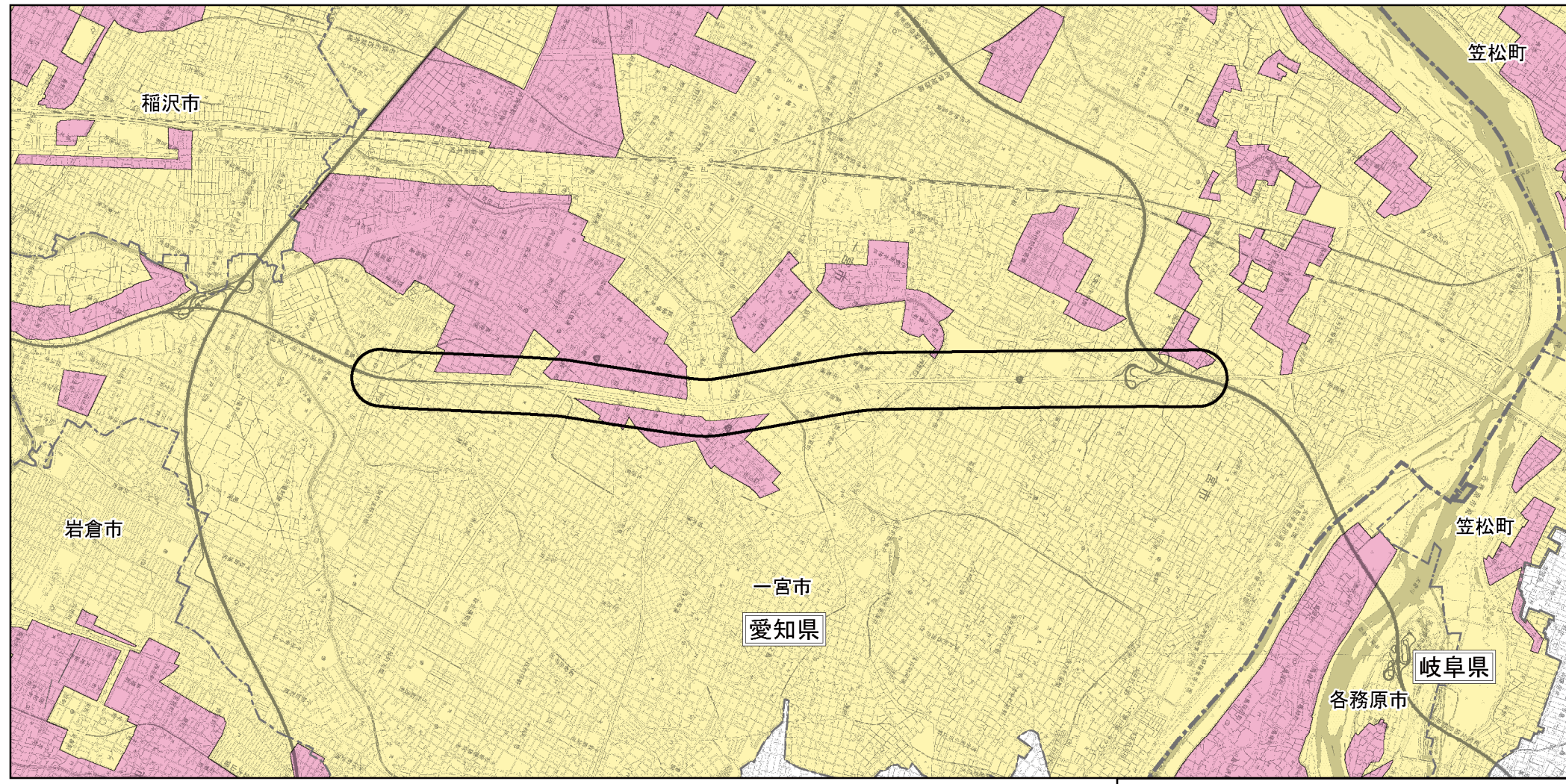
出典：振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)

(岐阜県)

| 区域    | 区域の区分  |
|-------|--|
| 第1種区域 | 振動規制法に基づく規制地域の指定に関する告示(昭和53年岐阜県告示第153号)により指定された地域のうち騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示(昭和44年岐阜県告示第486号)第三条に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第一種区域及び第二種区域である地域 |
| 第2種区域 | 指定地域のうち、区域区分が第三種区域及び第四種区域である地域   |

出典：平成24年3月22日各務原市告示第30号

振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定(昭和53年3月10日、岐阜県告示第156号)



凡例

- 第1種区域
- 第2種区域

出典：マップあいち 都市計画総括図(平成28年度) (愛知県ホームページ)  
 県域統合型 GIS ぎふ (平成31年4月、各務原市都市計画課ホームページ)  
 笠松町都市計画総括図 (令和2年3月、笠松町)

: 事業実施区域      - - - : 行政界

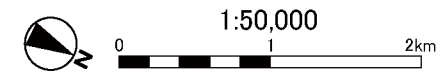


図 4-2-14 道路交通振動における区域の区分

11) 振動規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-27に、区域の区分は表4-2-28及び前掲の図4-2-12に示すとおりです。

調査区域は、第1号区域及び第2号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部に第2号区域が指定されています。

また、調査区域における「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)第47条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-29に、区域の区分は表4-2-30及び前掲の図4-2-13に示すとおりです。

調査区域及び事業実施区域を含む愛知県全域が、特定建設作業に伴う騒音の基準の対象地域となっています。

表4-2-27 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準(振動規制法)

| 項目        | 内容  | 適用除外           |
|-----------|---|----------------|
| 対象作業      | 別表No.1~4参照  | 作業開始日に終わるものを除く |
| 規制基準      | 敷地境界線において75dBを超えないこと  | —              |
| 作業時間帯     | 第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと<br>第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと | A B C D        |
| 1日当りの作業時間 | 第1号区域：1日10時間を超えないこと<br>第2号区域：1日14時間を超えないこと                        | A B            |
| 作業期間      | 連続して6日を超えないこと   | A B            |
| 作業日       | 日曜日その他の休日に行われないこと   | A B C E F      |

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

(別表)

| No | 区分                       | 適用除外                          |
|----|--------------------------|-------------------------------|
| 1  | くい打機を使用する作業              | ・もんけん及び圧入式くい打機を除く             |
|    | くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業      | ・油圧式くい抜機を除く<br>・圧入式くい打くい抜機を除く |
| 2  | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |                               |
| 3  | 舗装板破碎機を使用する作業            |                               |
| 4  | ブレーカーを使用する作業             |                               |

出典：振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表 4-2-28 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分（振動規制法）

（愛知県）

| 区域    | 区域の区分   |
|-------|---|
| 第1号区域 | 1. 第1種区域並びに第2種区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域<br>2. 工業区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 |
| 第2号区域 | 法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域   |

出典：平成27年6月1日一宮市告示第222号

振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定（昭和52年愛知県告示第1048号）

（岐阜県）

| 区域    | 区域の区分  |
|-------|--|
| 第1号区域 | 1. 第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域<br>2. 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの地域 |
| 第2号区域 | 前号に掲げる区域以外の区域  |

備考）この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ以下の告示に従って定められる区域をいう。（表4-2-18参照）

各務原市：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成24年3月22日各務原市告示第23号）に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域

笠松町：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示（昭和44年岐阜県告示第486号）に定める第2種区域、第3種区域

出典：平成24年3月22日各務原市告示第27号

振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定（昭和53年3月10日岐阜県告示第155号）

表 4-2-29 特定建設作業に伴う振動の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

| 項目         | 内容  | 適用除外 <sup>注</sup>   |
|------------|---|---|
| 対象地域       | 愛知県全域   |   |
| 対象作業       | 別表 No. 1～4 参照   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業を除く</li> <li>・ 作業開始日に終わるものを除く</li> </ul> |
| 規制基準       | 敷地境界線において 75dB を超えないこと  | —   |
| 作業時間帯      | 第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと<br>第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと<br>第 3 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと | A B C D   |
| 1 日当りの作業時間 | 第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと<br>第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと<br>第 3 号区域：1 日 10 時間を超えないこと                                      | A B   |
| 作業期間       | 連続して 6 日を超えないこと   | A B   |
| 作業日        | 日曜日その他の休日に行われないこと   | A B C E F   |

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

(別表)

| No | 区分                       | 適用除外   |
|----|--------------------------|--|
| 1  | くい打機を使用する作業              | ・もんけん及び圧入式くい打機を除く  |
|    | くい抜機                     | ・油圧式くい抜機を除く  |
|    | くい打くい抜機を使用する作業           | ・圧入式くい打くい抜機を除く   |
| 2  | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |  |
| 3  | 舗装板破碎機を使用する作業            | ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。                  |
| 4  | ブレーカーを使用する作業             | ・手持式ものを除く。<br>・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。 |

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

表 4-2-30 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分  
（県民の生活環境の保全等に関する条例）

| 区域    | 区域の区分   |
|-------|---|
| 第1号区域 | 1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域<br>2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域 |
| 第2号区域 | 工業地域（前号2.の区域を除く）  |
| 第3号区域 | 前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）   |

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

## 12) 環境基本法の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）」第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表4-2-31に、「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」は表4-2-32に示すとおりです。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用されます。「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域が存在します。

調査区域における指定状況は、表4-2-33及び図4-2-15に示すとおりです。

事業実施区域においては、D類型及び生物Bに指定される日光川が存在します。

表4-2-31 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目              | 基準値          | 項目             | 基準値         |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム           | 0.003mg/L以下  | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 全シアン            | 検出されないこと。    | トリクロロエチレン      | 0.01mg/L以下  |
| 鉛               | 0.01mg/L以下   | テトラクロロエチレン     | 0.01mg/L以下  |
| 六価クロム           | 0.05mg/L以下   | 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002mg/L以下 |
| 砒素              | 0.01mg/L以下   | チウラム           | 0.006mg/L以下 |
| 総水銀             | 0.0005mg/L以下 | シマジン           | 0.003mg/L以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと。    | チオベンカルブ        | 0.02mg/L以下  |
| PCB             | 検出されないこと。    | ベンゼン           | 0.01mg/L以下  |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L以下   | セレン            | 0.01mg/L以下  |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L以下  | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10mg/L以下    |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L以下  | ふっ素            | 0.8mg/L以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L以下    | ほう素            | 1mg/L以下     |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下   | 1,4-ジオキサン      | 0.05 mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L以下      |                |             |

備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表 4-2-32 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

| 項目<br>類型   | 利用目的の適応性                  | 基準値            |                  |                 |             |                   |
|--|---------------------------|----------------|------------------|-----------------|-------------|-------------------|
|  |                           | 水素イオン濃度 (pH)   | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量(SS)      | 溶存酸素 量(DO)  | 大腸菌群数             |
| AA   | 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの  | 6.5以上<br>8.5以下 | 1 mg/L 以下        | 25 mg/L 以下      | 7.5 mg/L 以上 | 50MPN/100mL 以下    |
| A  | 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上<br>8.5以下 | 2 mg/L 以下        | 25 mg/L 以下      | 7.5 mg/L 以上 | 1,000MPN/100mL 以下 |
| B  | 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの    | 6.5以上<br>8.5以下 | 3 mg/L 以下        | 25 mg/L 以下      | 5 mg/L 以上   | 5,000MPN/100mL 以下 |
| C  | 水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの  | 6.5以上<br>8.5以下 | 5 mg/L 以下        | 50 mg/L 以下      | 5 mg/L 以上   | —                 |
| D  | 工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの    | 6.0以上<br>8.5以下 | 8 mg/L 以下        | 100 mg/L 以下     | 2 mg/L 以上   | —                 |
| E  | 工業用水3級、環境保全               | 6.0以上<br>8.5以下 | 10 mg/L 以下       | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2 mg/L 以上   | —                 |
| 備考1) 基準値は、日間平均値とする。<br>2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 |                           |                |                  |                 |             |                   |

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度



イ

| 項目<br>類型           | 水生生物の生息状況の適応性   | 基準値            |                  |                      |
|--------------------|---|----------------|------------------|----------------------|
|                    |   | 全亜鉛            | ノニルフェノール         | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A               | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L<br>以下 | 0.001mg/L<br>以下  | 0.03mg/L<br>以下       |
| 生物特 A              | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L<br>以下 | 0.0006mg/L<br>以下 | 0.02mg/L<br>以下       |
| 生物 B               | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L<br>以下 | 0.002mg/L<br>以下  | 0.05mg/L<br>以下       |
| 生物特 B              | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L<br>以下 | 0.002mg/L<br>以下  | 0.04mg/L<br>以下       |
| 備考) 基準値は、年間平均値とする。 |   |                |                  |                      |

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表 4-2-33 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況

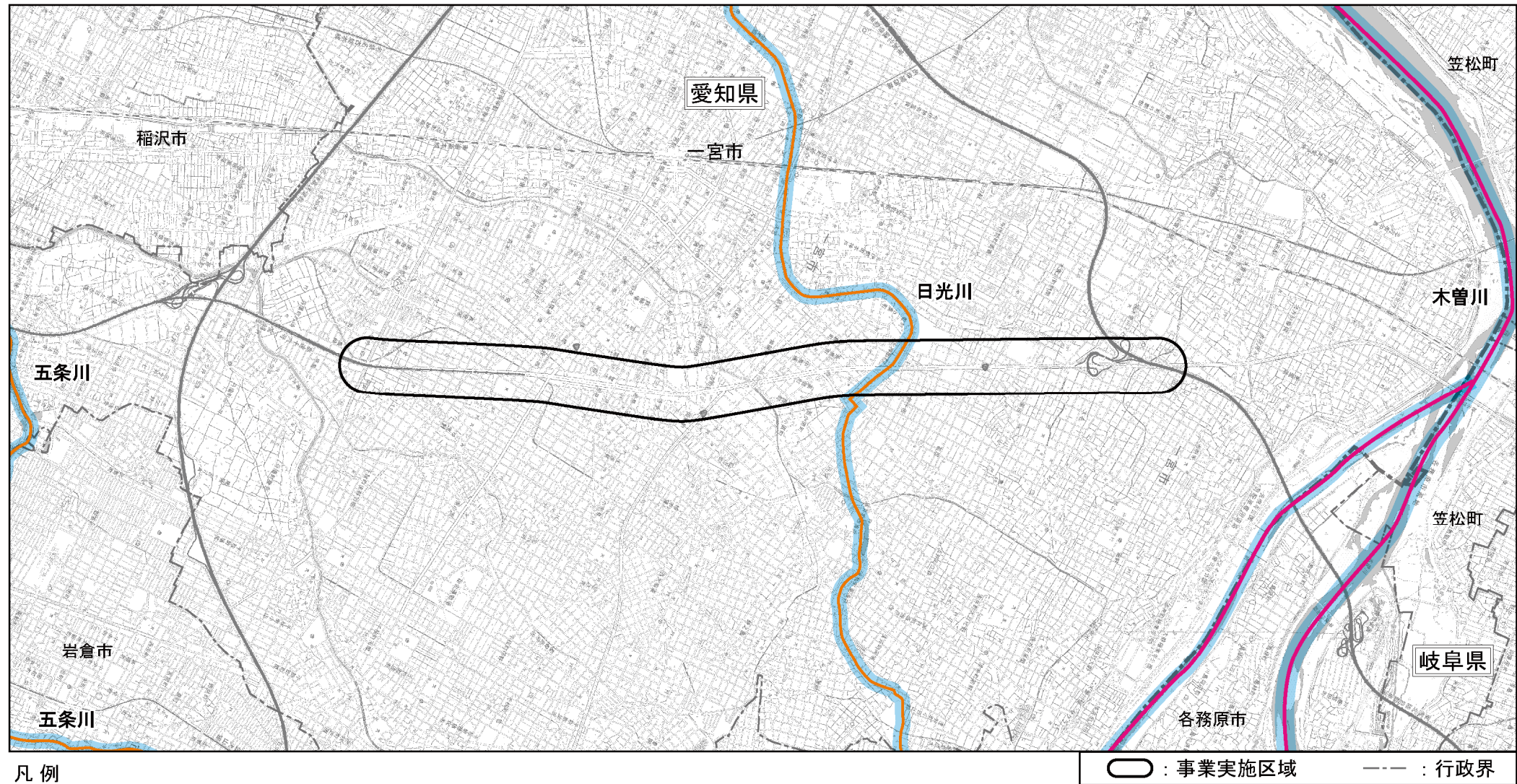
ア

| 水域区分  | 水域名   | 範囲        | 類型 | 達成期間  | 備考                        |
|-------|-------|-----------|----|-------|---------------------------|
| 木曽川水域 | 木曽川下流 | 犬山頭首工より下流 | A  | 直ちに達成 | 平成 14 年 7 月 15 日<br>環境省告示 |
| 庄内川水域 | 日光川   | 全域        | D  | 直ちに達成 | 平成 29 年 3 月 31 日<br>愛知県告示 |
|       | 五条川下流 | 待合橋より下流   | D  | 直ちに達成 | 平成 29 年 3 月 31 日<br>愛知県告示 |

イ



| 水域区分  | 水域名    | 範囲          | 類型   | 達成期間                    | 備考                         |
|-------|--------|-------------|------|-------------------------|----------------------------|
| 木曽川水域 | 木曽川(2) | 中濃大橋より下流に限る | 生物 B | 直ちに達成                   | 平成 21 年 11 月 30 日<br>環境省告示 |
| 庄内川水域 | 日光川    | 全域          | 生物 B | 5 年を超える期間で<br>可及的速やかに達成 | 平成 25 年 12 月 24 日<br>愛知県告示 |
|       | 五条川下流  | 待合橋より下流     | 生物 B | 5 年を超える期間で<br>可及的速やかに達成 | 平成 25 年 12 月 24 日<br>愛知県告示 |

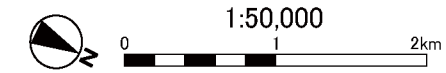
出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）



凡例

| 記号  | 項目   |
|---|------|
|  | 類型 A |
|  | 類型 D |
|  | 生物 B |

 : 事業実施区域       : 行政界



出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）

図 4-2-15 水質類型指定状況図

13) 環境基本法の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）」第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表4-2-34に示すとおりです。

表4-2-34 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目   | 基準値          | 項目             | 基準値         |
|--|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム  | 0.003mg/L以下  | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下     |
| 全シアン   | 検出されないこと。    | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 鉛  | 0.01mg/L以下   | トリクロロエチレン      | 0.01mg/L以下  |
| 六価クロム  | 0.05mg/L以下   | テトラクロロエチレン     | 0.01mg/L以下  |
| 砒素   | 0.01mg/L以下   | 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002mg/L以下 |
| 総水銀  | 0.0005mg/L以下 | チウラム           | 0.006mg/L以下 |
| アルキル水銀   | 検出されないこと。    | シマジン           | 0.003mg/L以下 |
| PCB  | 検出されないこと。    | チオベンカルブ        | 0.02mg/L以下  |
| ジクロロメタン  | 0.02mg/L以下   | ベンゼン           | 0.01mg/L以下  |
| 四塩化炭素  | 0.002mg/L以下  | セレン            | 0.01mg/L以下  |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）  | 0.002mg/L以下  | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10mg/L以下    |
| 1,2-ジクロロエタン  | 0.004mg/L以下  | ふっ素            | 0.8mg/L以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 0.1mg/L以下    | ほう素            | 1mg/L以下     |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 0.04mg/L以下   | 1,4-ジオキサン      | 0.05mg/L以下  |
| 備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。<br>2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 |              |                |             |

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

#### 14) 水質汚濁防止法により排水基準が定められた区域

調査区域における「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定に基づき、同法同条第1項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準（上乘せ排水基準）を適用する区域は、愛知県条例により、木曾川水域及び名古屋港・庄内川等水域に設定されています。

新設の工場又は事業場についての上乗せ排水基準は、表4-2-35及び表4-2-36に示すとおりです。

表4-2-35 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準（木曾川水域）

単位：mg/L

| 工場<br>又は<br>事業場        | 業種  | 有害物質の<br>種類及び<br>許容限度 | 項目及び許容限度       |            |                     |            |               |          |
|------------------------|---|-----------------------|----------------|------------|---------------------|------------|---------------|----------|
|                        |   | 鉛及び<br>その化合物          | 生物化学的<br>酸素要求量 | 浮遊<br>物質質量 | ノルマルヘキサン抽出<br>物質含有量 |            | フェノール類<br>含有量 | 銅含<br>有量 |
|                        |   |                       |                |            | 鉱油類                 | 動植物<br>油脂類 |               |          |
| 新設の<br>工場<br>又は<br>事業場 | 全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。） | 鉛 0.5                 | 25 (20)        | 30 (20)    | 2                   | 10         | 0.5           | 1        |
|                        | 畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）   | —                     | 90 (70)        | 100 (80)   | —                   | —          | —             | —        |
|                        | 旅館業   | —                     | 40 (30)        | 70 (50)    | —                   | —          | —             | —        |
|                        | し尿処理施設を有するもの  | —                     | 40 (30)        | 80 (60)    | —                   | —          | —             | —        |
|                        | 下水道終末処理施設を有するもの   | —                     | 25 (20)        | 70 (50)    | —                   | —          | —             | —        |

注) ()内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

表 4-2-36 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準

(名古屋港・庄内川等水域)

単位：mg/L

| 工場<br>又は<br>事業場        | 業種                         | 有害物質の種類及び<br>許容限度   |   |                  |               | 項目及び許容限度                      |            |                   |          |     |   |
|------------------------|----------------------------|---|---|------------------|---------------|-------------------------------|------------|-------------------|----------|-----|---|
|                        |                            | シアン<br>化合物  | 生物化学<br>的酸素<br>要求量  | 化学的<br>酸素<br>要求量 | 浮遊<br>物質<br>量 | ルマルヘキサン抽出<br>物質含有量<br>鉱油<br>類 | 動植物<br>油脂類 | フェノール<br>類含有<br>量 | 銅含<br>有量 |     |   |
| 新設の<br>工場<br>又は<br>事業場 | 下水道処<br>理区域に<br>所在する<br>もの | 全業種   | —   | 25<br>(20)       | 25<br>(20)    | 30<br>(20)                    | 2          | 10                | 0.5      | 1   |   |
|                        | その他の<br>地域に所<br>在するも<br>の  | 全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食料品製品業（ビール製造業及び冷凍業及び冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。） | —   | 25<br>(20)       | 25<br>(20)    | 30<br>(20)                    | 2          | 10                | 0.5      | 1   |   |
|                        |                            | 畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）  | —   | 90<br>(70)       | 90<br>(70)    | 100<br>(80)                   | —          | —                 | —        | —   |   |
|                        |                            | 食料品製造業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）   | —   | 50<br>(40)       | 40<br>(30)    | 30<br>(20)                    | —          | 10                | —        | —   |   |
|                        |                            | 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業  | —   | 50<br>(40)       | 40<br>(30)    | 40<br>(30)                    | —          | 10                | —        | —   |   |
|                        |                            | 動植物油脂、でん粉、ぶどう糖又は水あめの製造業   | —   | 50<br>(40)       | 40<br>(30)    | 50<br>(40)                    | —          | 10                | —        | —   |   |
|                        |                            | その他   | —   | 50<br>(40)       | 50<br>(40)    | 50<br>(40)                    | —          | 10                | —        | —   |   |
|                        |                            | 繊維工業又は繊維製品製造業   | —   | 50<br>(40)       | 50<br>(40)    | 40<br>(30)                    | —          | 10                | 1        | —   |   |
|                        |                            | 鉄鋼業   | 1日当たりの平均的な排水の量が 10 万 m <sup>3</sup> 以上のもの                     | シアン<br>0.5       | 25<br>(20)    | 20<br>(15)                    | 30<br>(20) | 2                 | —        | 0.5 | 1 |
|                        |                            |   | 1日当たりの平均的な排水の量が 20m <sup>3</sup> 以上 10 万 m <sup>3</sup> 未満のもの | —                | 25<br>(20)    | 25<br>(20)                    | 30<br>(20) | 2                 | —        | 0.5 | 1 |
|                        |                            | 旅館業   | —   | 40<br>(30)       | 40<br>(30)    | 70<br>(50)                    | —          | —                 | —        | —   |   |
|                        |                            | 廃油処理施設を有するもの  | —   | 25<br>(20)       | 25<br>(20)    | 30<br>(20)                    | 1          | 10                | 0.5      | 1   |   |
|                        |                            | し尿処理施設を有するもの  | —   | 40<br>(30)       | 40<br>(30)    | 80<br>(60)                    | —          | —                 | —        | —   |   |
|                        |                            | 下水道終末処理施設を有するもの   | —   | 25<br>(20)       | 25<br>(20)    | 70<br>(50)                    | —          | —                 | —        | —   |   |

注) ()内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

#### 15) 水質汚濁防止法の規定に基づく指定地域

調査区域における「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第4条の2第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について同法施行令で定める地域(指定地域)は、愛知県一宮市・稲沢市及び岩倉市、岐阜県各務原市に定められています。

16) 環境基本法の規定により定められた土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）」第16条第1項の規定に基づく土壤汚染に係る環境基準は表4-2-37に示すとおりです。

表4-2-37 土壤汚染に係る環境基準

| 項目                          | 環境上の条件   |
|-----------------------------|--|
| カドミウム                       | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき、1mg未満であること。   |
| 全シアン                        | 検液中に検出されないこと。  |
| 有機燐                         | 検液中に検出されないこと。  |
| 鉛                           | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。  |
| 六価クロム                       | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。  |
| 砒素                          | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。   |
| 総水銀                         | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。  |
| アルキル水銀                      | 検液中に検出されないこと。  |
| PCB                         | 検液中に検出されないこと。  |
| 銅                           | 農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。   |
| ジクロロメタン                     | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。  |
| 四塩化炭素                       | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。   |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。   |
| 1,2-ジクロロエタン                 | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。   |
| 1,1-ジクロロエチレン                | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。  |
| 1,2-ジクロロエチレン                | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。  |
| 1,1,1-トリクロロエタン              | 検液1Lにつき1mg以下であること。   |
| 1,1,2-トリクロロエタン              | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。   |
| トリクロロエチレン                   | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。  |
| テトラクロロエチレン                  | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。  |
| 1,3-ジクロロプロペン                | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。   |
| チウラム                        | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。   |
| シマジン                        | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。   |
| チオベンカルブ                     | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。  |
| ベンゼン                        | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。  |
| セレン                         | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。  |
| ふっ素                         | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。   |
| ほう素                         | 検液1Lにつき1mg以下であること。   |
| 1,4-ジオキサン                   | 検液1Lにつき0.005mg以下であること。   |
| 備考                          | <p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度測定は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法を用いる。</p> |

出典：土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

#### 17) 土壤汚染対策法の規定により指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域

調査区域において、「土壤汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）第 6 条第 1 項に基づく要措置区域は表 4-2-38 に示すとおり 2 件存在しています。

なお、同法第 11 条第 1 項の規定に基づく形質変更時要届出区域はありません。

表 4-2-38 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定状況

| 指定番号 | 指定年月日  | 所在地  | 面積                     | 指定に係る特定有害物質                         |
|------|--|--|------------------------|-------------------------------------|
| 要-3  | 平成 29 年 6 月 15 日                                 | 一宮市羽衣 2 丁目 5 番 2 の一部、5 番 3 の一部及び 5 番 5 の一部 | 2,941.21m <sup>2</sup> | 鉛及びその化合物<br>砒素及びその化合物<br>ふっ素及びその化合物 |
| 要-4  | 平成 29 年 12 月 4 日<br>(平成 31 年 1 月 31 日<br>一部指定解除) | 一宮市今伊勢町本神戸字河原 2 番 1 の一部                    | 200 m <sup>2</sup>     | トリクロロエチレン                           |

出典：要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況（一宮市ホームページ）

#### 18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 437 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域は、愛知県が指定した一宮市浅井町極楽寺字北浦の一部が該当します。

#### 19) 農用地の土壤汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域

調査区域において、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域はありません。



## 20) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準は、表4-2-39に示すとおりです。

表4-2-39 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質汚染及び土壌汚染に係る環境基準

| 媒体            | 基準値                         |
|---------------|-----------------------------|
| 大気            | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 |
| 水質(水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/L以下                 |
| 水底の底質         | 150pg-TEQ/g以下               |
| 土壌            | 1,000pg-TEQ/g以下             |

備考1) 基準値は、2,3,7,8四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2) 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
 3) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。  
 4) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

## 21) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域において、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域はありません。

22) 「工業用水法」に基づく指定地域、「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例に基づく規制地域の状況等水質汚濁防止法第4条の2第1項の規定する指定地域

調査区域内の市町における「工業用水法」(昭和31年6月11日法律第146号)第3条第1項に基づく指定地域は、愛知県一宮市及び稲沢市が該当し、市内の井戸により地下水を採取して工業の用に供しようとする場合、井戸ごとにそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、愛知県知事の許可を受けることとなっています。

23) 「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域

調査区域における「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」(昭和60年8月15日、環水企第291号)に基づく対象地域は、調査区域内の市町がすべて含まれます。このうち愛知県一宮市、稲沢市、岩倉市は規制地域(地下水採取に係る目標量を認定し、その達成のための規制、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を講ずる区域)に該当します。また、岐阜県各務原市、笠松町は観測地域(地盤沈下、地下水位等の状況の観測又は調査等に関する措置を講ずる区域)に該当します。

24) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約7号)第11条2の規定に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

25) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく生息地等保護区の区域はありません。

26) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

調査区域において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）第 2 条 1 の規定に基づく湿地の区域の指定はありません。

27) 文化財保護法の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等

調査区域における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日条例第 6 号）、「一宮市文化財保護条例」（昭和 35 年 4 月 4 日条例第 20 号）、「稲沢市文化財保護条例」（昭和 51 年 12 月 25 日条例第 34 号）、「各務原市文化財保護条例」（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 10 号）及び「笠松町文化財保護条例」（昭和 52 年 3 月 26 日条例第 9 号）に基づいて指定あるいは登録された史跡、名勝又は天然記念物、重要文化財（建造物）及び重要無形民俗文化財は、表 4-2-40(1)～(3)及び図 4-2-16 に示すとおりです。

調査区域には、県指定史跡が 4 件、市・町指定史跡が 13 件、国指定名勝が 1 件、市指定天然記念物が 20 件存在しています。更に、国指定建造物が 3 件、県指定建造物が 2 件、市指定建造物が 6 件、登録有形文化財（建造物）が 5 件、県指定無形民俗文化財が 2 件、市指定無形民俗文化財が 3 件存在します。

なお、調査区域には「文化財保護法」第 134 条第 1 項にの規定により選定された重要文化的景観は存在しません。

事業実施区域においては、指定された文化財が 2 件存在します。

表 4-2-40(1) 史跡・名勝・天然記念物一覧

| No | 県   | 市町  | 種別    | 指定   | 名称                 | 所在地                      | 指定年月日       |
|----|-----|-----|-------|------|--------------------|--------------------------|-------------|
| 1  | 愛知県 | 一宮市 | 史跡    | 県    | 馬見塚遺跡              | 一宮市馬見塚字東見六 50            | S29. 3. 12  |
| 2  |     |     |       | 県    | 妙興寺境内地             | 一宮市大和町妙興寺妙興寺境内<br>2438 他 | S44. 10. 29 |
| 3  |     |     |       | 県    | 浅井古墳群(5 基)         | 一宮市浅井町尾関字同者 6            | S38. 4. 19  |
| 4  |     |     |       | 市    | 澤井公屋敷跡             | 一宮市木曾川町黒田字山 1-30         | S44. 3. 6   |
| 5  |     |     |       | 市    | 黒田城跡               | 一宮市木曾川町黒田字古城 57          | S48. 8. 7   |
| 6  |     |     |       | 市    | 野府城跡               | 一宮市開明字城堀 20              | S50. 2. 11  |
| 7  |     |     |       | 市    | 車塚古墳               | 一宮市今伊勢町本神戸字目久井<br>472-8  | S52. 3. 23  |
| 8  |     |     |       | 市    | 北方代官所跡             | 一宮市北方町北方字西本郷 42-5        | H1. 3. 22   |
| 9  |     |     |       | 市    | 伊富利部古墳             | 一宮市木曾川町門間字北屋敷<br>3714    | S58. 2. 1   |
| 10 |     |     |       | 市    | 玉ノ井清水              | 一宮市木曾川町玉ノ井字穴太郎<br>4      | S44. 10. 1  |
| 11 |     |     |       | 市    | 稲荷山古墳              | 一宮市三ツ井 8 丁目 14 番 1       | S42. 3. 2   |
| 12 |     |     |       | 市    | 富塚古墳               | 一宮市富塚字郷中 1747            | S42. 3. 2   |
| 13 |     |     |       | 市    | 里小牧渡船場跡            | 一宮市木曾川町里小牧字本茅場<br>52-1   | H4. 5. 2    |
| 14 |     |     |       | 市    | 山内但馬守盛豊、<br>十郎父子の墓 | 一宮市木曾川町黒田字勘治西 60         | S48. 10. 1  |
| 15 |     |     |       | 市    | 善光寺跡               | 一宮市木曾川町黒田                | S44. 3. 6   |
| 16 |     | 国   | 名勝    | 木曾川堤 | 一宮市葉栗 ほか           | S2. 8. 11                |             |
| 17 |     | 市   | 天然記念物 | 市    | 常保寺のイチョウ           | 浅野字山王 4                  | S57. 3. 1   |
| 18 |     | 市   |       | 市    | 九日市場のシャシャンボ        | 丹陽町九日市場字寺屋敷 3764         | S61. 2. 3   |
| 19 |     | 市   |       | 市    | 重吉のケヤキ             | 丹陽町重吉                    | S56. 3. 2   |
| 20 |     | 市   |       | 市    | あずらのクスノキ           | あずら                      | H13. 8. 21  |
| 21 |     | 市   |       | 市    | 妙興寺のスダジイ           | 大和町妙興寺 2438              | H1. 3. 22   |
| 22 |     | 市   |       | 市    | 地藏寺のイチイガシ          | 本町通 8-23                 | S44. 3. 4   |
| 23 |     | 市   |       | 市    | 慶圓寺のカイズカイブキ        | 一宮市千秋町佐野字本郷 3130         | S56. 3. 2   |
| 24 |     | 市   |       | 市    | 宅美神社のヒトツバタゴ        | 西大海道字中山 53               | H9. 3. 21   |
| 25 |     | 市   |       | 市    | 浄蓮寺のクスノキ           | 佐千原字屋敷 63                | H2. 12. 4   |
| 26 |     | 市   |       | 市    | 野見神社のスダジイ          | 今伊勢町宮後字稲荷 1929           | S52. 8. 6   |
| 27 |     | 市   |       | 市    | 長誓寺のカイズカイブキ        | 浅井町東浅井 192               | S49. 11. 8  |
| 28 |     | 市   |       | 市    | 長誓寺のシダレザクラ         | 浅井町東浅井 192               | S49. 11. 8  |
| 29 |     | 市   |       | 市    | 長誓寺のヤマガキ           | 浅井町東浅井 192               | H18. 1. 25  |
| 30 |     | 市   |       | 市    | 東浅井のトチノキ           | 浅井町東浅井                   | S54. 2. 8   |
| 31 |     | 市   |       | 市    | 河端のドウダン群           | 浅井町河端                    | S36. 7. 12  |
| 32 |     | 市   |       | 市    | 島村のクロガネモチ          | 島村                       | S47. 10. 3  |
| 33 |     | 市   |       | 市    | 小寶神社社叢             | 一宮市浅井町尾関字同者 4 ほか         | S54. 2. 8   |
| 34 |     | 市   |       | 市    | ムクノキ               | 稲沢市下津ふじ塚町                | H9. 11. 4   |

表 4-2-40(2) 史跡・名勝・天然記念物一覧

| No | 県   | 市町   | 種別    | 指定 | 名称           | 所在地          | 指定年月日       |
|----|-----|------|-------|----|--------------|--------------|-------------|
| 35 | 岐阜県 | 各務原市 | 天然記念物 | 市  | 松原神明神社のイチョウ  | 市川島松原町 299-4 | H18. 3. 15  |
| 36 |     |      |       | 市  | 北山神明神社のクスノキ  | 市川島北山町 1021  | H18. 3. 15  |
| 37 |     | 笠松町  | 史跡    | 県  | 木曾川笠松渡船場跡・石畳 | 港町           | S42. 11. 13 |
| 38 |     |      |       | 町  | 米野の戦い跡       | 米野 640       | H1. 7. 25   |

出典：一宮の文化財(文化財ガイドマップ)(平成20年3月、一宮市教育委員会)

稲沢の文化財(平成30年10月、稲沢市ホームページ)

文化財ナビ愛知(愛知県ホームページ)

各務原市の文化財(平成27年3月、各務原市教育委員会)

笠松町の文化財(笠松町ホームページ)

表 4-2-40(3) 建造物・無形民俗文化財一覧

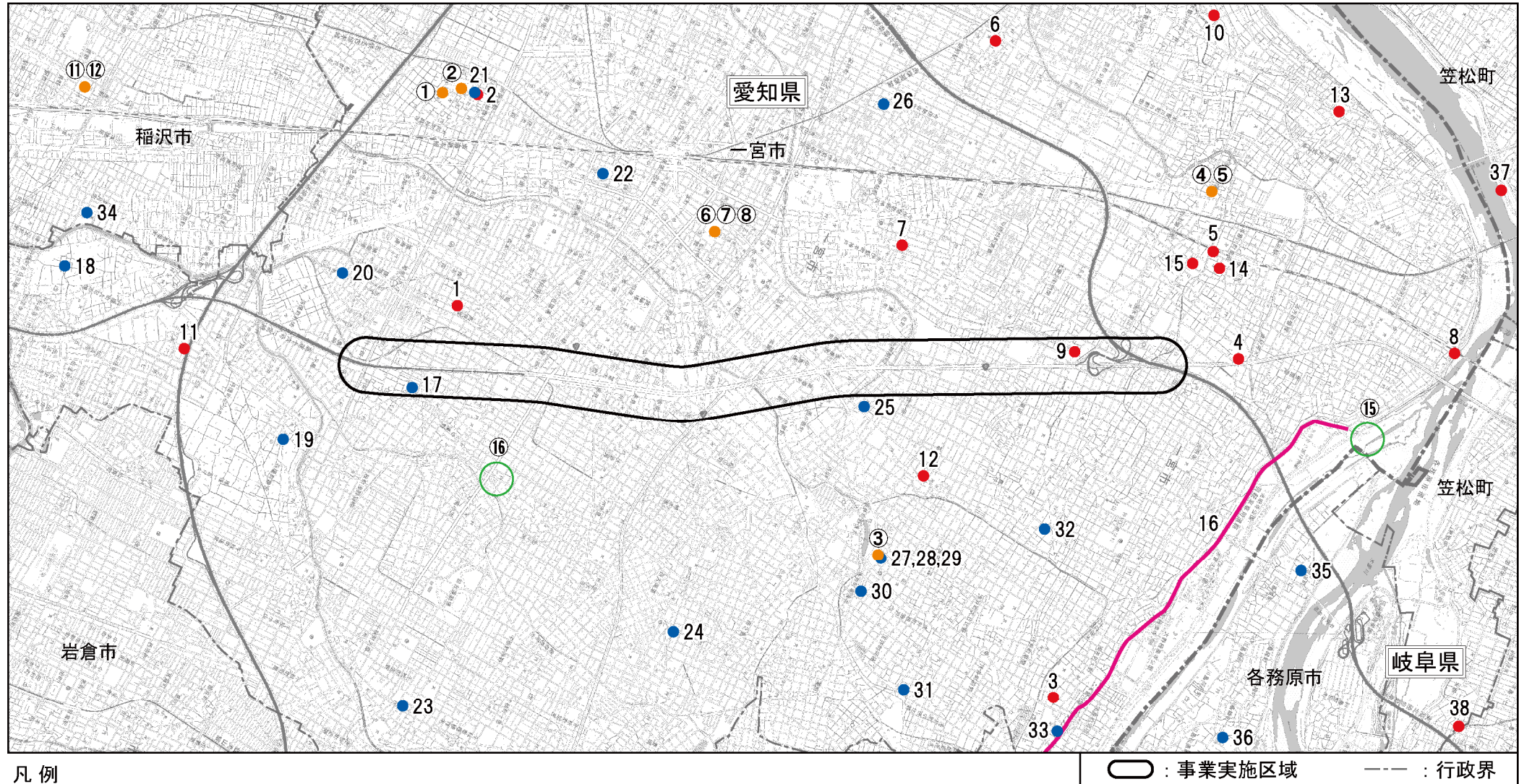
| No | 県   | 市町  | 種別      | 指定     | 名称                       | 所在地                | 指定(登録)年 |
|----|-----|-----|---------|--------|--------------------------|--------------------|---------|
| ①  | 愛知県 | 一宮市 | 建造物     | 国      | 妙興寺勅使門                   | 大和町妙興寺 2438        | 大正 9 年  |
| ②  |     |     |         | 県      | 妙興寺鐘楼                    | 大和町妙興寺 2438        | 昭和 45 年 |
| ③  |     |     |         | 県      | 長誓寺本堂                    | 浅井町東浅井 192         | 昭和 50 年 |
| ④  |     |     |         | 登録     | 木曾川資料館主屋<br>(旧木曾川町会議事堂)  | 木曾川町黒田字宝光寺東 13-2 他 | 平成 18 年 |
| ⑤  |     |     |         | 登録     | 木曾川資料館収蔵室<br>(旧木曾川町役場倉庫) | 木曾川町黒田字宝光寺東 13-2 他 | 平成 18 年 |
| ⑥  |     |     |         | 登録     | 真清田神社本殿及び渡殿              | 真清田 1-2-1          | 平成 18 年 |
| ⑦  |     |     |         | 登録     | 真清田神社祭文殿                 | 真清田 1-2-1          | 平成 19 年 |
| ⑧  |     |     |         | 登録     | 真清田神社北門及び透塀              | 真清田 1-2-1          | 平成 19 年 |
| ⑨  |     |     |         | 市      | 運善寺山門                    | 一宮市内               | 昭和 44 年 |
| ⑩  |     |     |         | 市      | 賀茂神社古神門                  | 一宮市内               | 昭和 44 年 |
| ⑪  |     |     |         | 市      | 金刀比羅宮尾張分社本殿              | 一宮市内               | 昭和 46 年 |
| ⑫  |     |     |         | 市      | 妙興寺総門                    | 一宮市内               | 昭和 59 年 |
| ⑬  |     |     |         | 市      | 妙興寺仏殿ほか                  | 一宮市内               | 昭和 59 年 |
| ⑭  |     |     |         | 市      | 寿福寺本堂(選仏堂)               | 一宮市内               | 昭和 61 年 |
| ⑮  |     | 県   | 無形民俗文化財 | ばしょう踊  | 北方町東大日                   | 昭和 30 年            |         |
| ⑯  |     | 県   |         | 水法の芝馬祭 | 浅野白山                     | 昭和 59 年            |         |
| ⑰  |     | 市   |         | 甘酒祭    | 一宮市内                     | 昭和 36 年            |         |
| ⑱  |     | 市   |         | 神楽獅子芝居 | 一宮市内                     | 平成 4 年             |         |
| ⑲  |     | 市   |         | 臼台祭    | 一宮市内                     | 平成 22 年            |         |
| ⑳  |     | 稲沢市 | 建造物     | 国      | 萬徳寺多宝塔                   | 長野 3-2-57          | 明治 34 年 |
| ㉑  | 国   |     |         | 萬徳寺鎮守堂 | 長野 3-2-57                | 昭和 33 年            |         |

注) 一宮市指定の建造物・無形民俗文化財(⑨～⑭、⑰～⑱)には、個人の住所が含まれている可能性があるため、詳細な所在地を示していません。

出典：一宮の文化財(文化財ガイドマップ)(平成20年3月、一宮市教育委員会)

稲沢の文化財(平成30年10月、稲沢市ホームページ)

文化財ナビ愛知(愛知県ホームページ)



凡例

| 記号       | 項目      |
|----------|---------|
| ● (赤)    | 史跡      |
| — (ピンク)  | 名勝      |
| ● (青)    | 天然記念物   |
| ● (オレンジ) | 建造物     |
| ○ (緑)    | 無形民俗文化財 |

注) 一宮市指定の建造物・無形民俗文化財 (⑨～⑭、⑰～⑲) には、個人の住所が含まれている可能性があるため、図示していません。

出典：一宮の文化財(文化財ガイドマップ) (平成20年3月、一宮市教育委員会)

稲沢の文化財 (平成30年10月、稲沢市ホームページ)

文化財ナビ愛知 (愛知県ホームページ)

各務原市の文化財 (平成27年3月、各務原市教育委員会)

笠松町の文化財 (笠松町ホームページ)

図 4-2-16 史跡・名勝・天然記念物及び建造物・無形民俗文化財位置図

28) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域

調査区域において、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園、同法第2項の規定に基づき指定された国定公園及び同法第72条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域はありません。

29) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域

調査区域において、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域及び第45条第1項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域はありません。

30) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区

調査区域において、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号)第12条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区の区域はありません。

31) 都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)

調査区域内の市町において、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号)第4条第1項に基づき緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)が制定されています。

「一宮市緑の基本計画」(令和2年6月、一宮市)では、「水(木曾川、多くの河川・水路)と身近な緑(豊かな社寺林、田畑)をつなぐまちづくり」を基本理念とした水と緑の保全・整備に関する基本方針を定めています。

「稲沢市緑のマスタープラン(第3次)」(令和2年4月、稲沢市)では、「歴史・文化・産業と結びついた特徴的な緑を活かし、市民とともに進める身近な緑づくり」を基本理念とし、緑のマスタープランの方向性を定めています。

「岩倉市緑の基本計画」(平成24年3月、岩倉市)では、「都市と自然が調和した環境にやさしいあいちの緑づくり」を基本理念とし、基本方針を定めています。

「各務原市緑の基本計画2016」(平成28年3月、各務原市)では、「歩くことの楽しい安全で美しいまちへ」「山と川の豊かな自然を暮らしの中へ」「生命を育む共生都市へ」を緑のまちづくりの目標として掲げ、基本方針を定めています。

「笠松町緑の基本計画」(平成11年3月、笠松町)では、「木曾の水辺に横たわる 緑のまち笠松町」を豊かな緑の環境を目指す上でのテーマとして掲げ、基本方針を定めています。

### 32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区 の区域

調査区域における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区を表 4-2-41 及び図 4-2-17 に示します。

調査区域は、岩倉市の岩倉自然生態園鳥獣保護区が指定されています。

なお、岩倉自然生態園鳥獣保護区の範囲を除き、一宮市、稲沢市及び岩倉市の全範囲が、特定猟具（銃）使用禁止区域に指定されています。

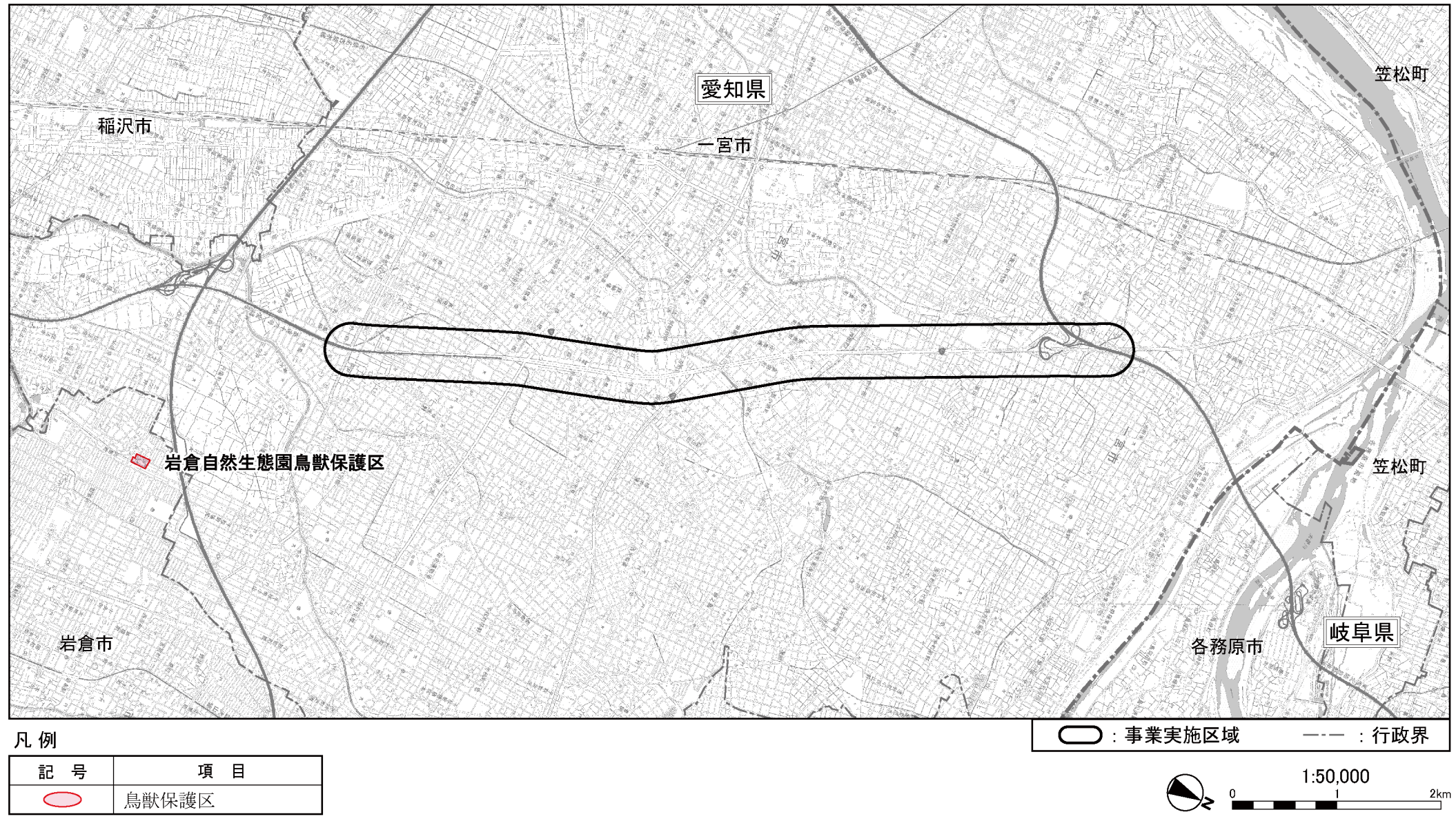
事業実施区域においては、鳥獣保護区の区域はありません。

表 4-2-41 鳥獣保護区

| 県   | 市   | 名称           | 面積 (ha) | 存続期間                                   |
|-----|-----|--------------|---------|--|
| 愛知県 | 岩倉市 | 岩倉自然生態園鳥獣保護区 | 1       | 平成 29 年 11 月 1 日～<br>平成 39 年 10 月 31 日 |

出典：あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図（愛知県ホームページ）





出典：あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図（愛知県ホームページ）

図 4-2-17 鳥獣保護区位置図

**33) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域**

調査区域において、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づく風致地区は指定されていません。

**34) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林**

調査区域において、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林のうち、名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林は存在しません。

**35) 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）**

調査区域内の市町のうち、愛知県一宮市及び岐阜県各務原市が「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）第 8 条第 1 項に基づく景観行政団体となっており、良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定しています。

「一宮市景観基本計画」では、「木曾川に育まれた中核都市として、自然・歴史・産業が一体となって活力と安らぎが感じられる都市景観づくり」を景観形成の基本理念とし、「中核としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくり」等 5 つの基本施策を定めています。

「各務原市景観計画」では、『かかみがはら』の景観をひとりひとりが考えみんなの手でつくる」を理念とし、「愛着と誇りがもてる水と緑にあふれた景観」等の 4 つの将来像を定め、景観形成に関する目標を定めており、景観法に基づく景観計画が策定されています。また特に重点的に良好な景観の保全・形成を進めていく地区として重点風景地区を定め、地区ごとに建築物の高さ、色彩、緑化、屋外広告物などの基準を定めています。

**36) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第 1 項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）**

調査区域内の市町において、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は定められていません。

**37) 保護林設定管理要領により定められた保護林の区域**

調査区域において、「保護林制度の改正について」（平成 27 年 9 月 28 日 27 林国経第 49 号 林野庁長官より各森林管理局長あて）の別紙「保護林設定管理要領」に基づき設定された保護林の区域は存在しません。

38) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき指定された除染特別地域及び重点調査地域

調査区域において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）に基づき指定された除染特別地域及び汚染状況重点調査地域は存在しません。

39) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等

(1) 愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

愛知県では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）に基づき指定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進するために、同法第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成 25 年 3 月、愛知県）を策定しています。

調査区域内の市町のうち、一宮市・稲沢市・岩倉市は、同計画の対策地域に含まれます。

(2) 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準（第 8 次）

調査区域内の市町において、伊勢湾の閉鎖性海域の水質汚濁を防止し、総合的・計画的な水質保全対策を推進するため、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）に基づき、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定めた「愛知県化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（平成 29 年 6 月）及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（岐阜県）」が策定されています。

また、愛知県及び岐阜県では、伊勢湾流域に設置される一定規模以上の事業場について、化学的酸素要求量、窒素、りんの総量規制基準が定められています。

#### 40) その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況（地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等））

愛知県は、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 3 月 28 日、愛知県条例第 6 号）を定めています。

岐阜県は、県土の良好な景観の形成を促進するため、基本方針の策定その他の施策を総合的、計画的かつ広域的に講ずることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「岐阜県景観基本条例」（平成 16 年 12 月 16 日、岐阜県条例第 46 号）を定めています。

また、調査区域内の市町のうち、一宮市では良好な都市景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、市民ひとりひとりの参加のもとに、緑の中に、やすらぎとファッション性の感じられるまちづくりを推進し、わがまち一宮を快適で魅力あるまちとすることを目的として「一宮市都市景観条例」（平成 7 年 2 月 27 日、一宮市条例第 14 号）を制定しています。

各務原市では、景観法の規定に基づく事項その他の事項を定めることにより、水辺、緑、農地、歴史と文化を基盤とした個性豊かで潤いのある景観を守り、及び育て、もって開発と保全との調和のとれた快適で魅力ある都市の創生に寄与することを目的として、「各務原市都市景観条例」（平成 18 年 3 月 29 日、各務原市条例第 19 号）を定めています。

## 41) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

### (1) 環境基本条例

愛知県は環境の保全について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日条例第1号)を定めています。

岐阜県では豊かで快適な環境の保全及び創出について基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「岐阜県環境基本条例」(平成7年3月23日条例第9号)を定めています。

### (2) 自然環境保全条例

愛知県は自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日愛知県条例第3号)を定めています。

岐阜県は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「岐阜県自然環境保全条例」(昭和47年3月31日条例第17号)を定めています。

### (3) 生活環境の保全等に関する条例

愛知県は愛知県環境基本条例(平成7年3月22日条例第1号)第2条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)を定めています。

岐阜県は岐阜県環境基本条例(平成7年3月23日条例第9号、以下「基本条例」という。)第3条に定める基本理念にのっとり、公害の未然防止等に関し、事業者、県及び県民の責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する県の施策の基本となる事項及び法令に定めるもののほか公害の原因となる物質の排出等の規制措置その他公害の防止について必要な事項を定めることにより、国の施策と相まって公害対策の総合的推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として、「岐阜県公害防止条例」(昭和43年12月24日条例第35号)を定めています。

## 2.8 その他の状況

### 1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成12年5月31日法律第104号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年5月31日法律第100号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。国土交通省においては、「令和2年版国土交通白書」(国土交通省ホームページ)によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく全国一斉パトロール等の実施による同法の適正な実施の確保、並びに建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示す「建設リサイクル推進計画2014」の策定により、平成30年度までを計画期間として各種施策の取り組み等建設リサイクルの推進を図っています。

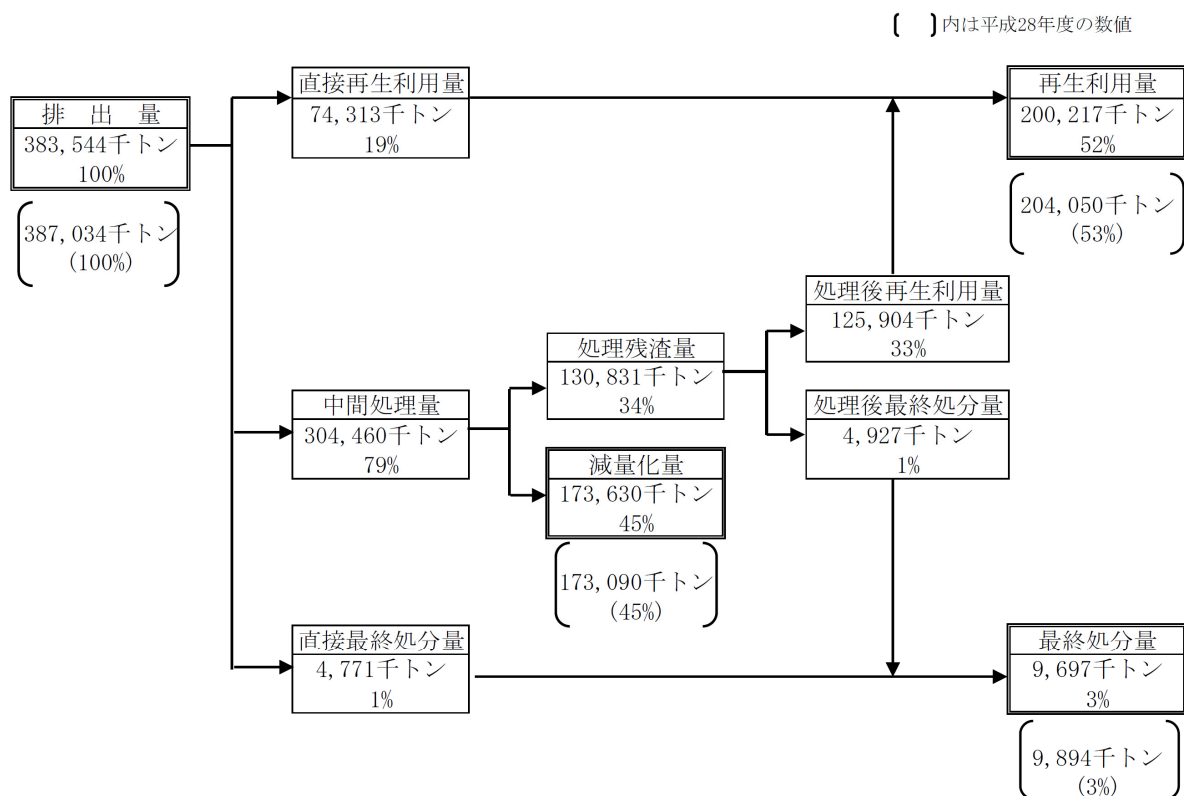
愛知県では、廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化などを盛り込んだ「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第2号)を定めています。

同じく岐阜県では、「岐阜県環境基本条例」(平成7年3月23日岐阜県条例第9号)第15条、第20条及び第21条の規定に基づき、「安全第一」、「公共関与」、「リサイクルの徹底」、「複合行政」及び「自己完結」の五原則を基本とした廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物の減量及び処理の方法の検討(産業廃棄物アセスメント)の実施等を盛り込んだ「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」(平成11年3月16日岐阜県条例第10号)を定めています。

## 2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成 29 年度実績）について」（令和 2 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）における全国の平成 29 年度産業廃棄物の処理状況は、図 4-2-18 に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は 52%、最終処分量が占める割合は 3% となっています。



出典：令和元年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書平成29年度実績（令和2年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

図 4-2-18 全国産業廃棄物の処理フロー（平成 29 年度実績）

また、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）における、愛知県・岐阜県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況は表4-2-42に、建設発生土の再利用の状況は表4-2-43に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥の再資源化率が9割を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は82%程度となっています。

表4-2-42 公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況

| 県   | 廃棄物分類              | 発生量<br>(千 t) | 搬出量<br>(千 t) | 再資源化量<br>(千 t) | 縮減量<br>(千 t) | 最終処分量<br>(千 t) | 再資源化率<br>(%) |
|-----|--------------------|--------------|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|
| 愛知県 | アスファルト・<br>コンクリート塊 | 1170.1       | 1166.3       | 1166.1         | 0.0          | 0.1            | 100.0        |
|     | コンクリート塊            | 529.2        | 527.4        | 527.2          | 0.0          | 0.2            | 100.0        |
|     | 建設発生木材             | 99.4         | 76.0         | 71.1           | 3.9          | 1.0            | 98.7         |
|     | 建設汚泥               | 270.6        | 270.5        | 203.1          | 66.0         | 1.4            | 99.5         |
|     | 建設混合廃棄物            | 22.1         | 22.1         | 16.7           | 1.3          | 4.0            | 81.8         |
|     | その他                | 13.3         | 13.3         | 11.0           | 1.1          | 1.2            | 91.1         |
|     | 建設廃棄物計             | 2036.1       | 2007.0       | 1926.9         | 72.3         | 7.9            | 99.6         |
| 岐阜県 | アスファルト・<br>コンクリート塊 | 276.2        | 275.4        | 274.8          | 0.0          | 0.6            | 99.8         |
|     | コンクリート塊            | 227.5        | 225.2        | 224.8          | 0.0          | 0.5            | 99.8         |
|     | 建設発生木材             | 45.9         | 45.6         | 41.9           | 3.1          | 0.5            | 98.8         |
|     | 建設汚泥               | 19.5         | 19.4         | 15.2           | 4.2          | 0.0            | 99.8         |
|     | 建設混合廃棄物            | 8.0          | 8.0          | 3.7            | 0.1          | 4.2            | 47.8         |
|     | その他                | 4.9          | 4.9          | 3.8            | 0.6          | 0.5            | 90.1         |
|     | 建設廃棄物計             | 562.7        | 559.5        | 545.3          | 8.0          | 6.2            | 98.9         |

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

注2) 再資源化率は、搬出量全体における再資源化量の割合を示している。

出典：平成30年度建設副産物実態調査結果（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

表4-2-43 建設発生土の利用の状況

| 県   | 有効利用量<br>(千 m <sup>3</sup> ) | その他<br>(千 m <sup>3</sup> ) | 場外搬出量<br>(千 m <sup>3</sup> ) | 現場内利用量<br>(千 m <sup>3</sup> ) | 有効利用率<br>(%) |
|-----|------------------------------|----------------------------|------------------------------|-------------------------------|--------------|
| 愛知県 | 2402.7                       | 1224.7                     | 3627.3                       | 3389.1                        | 82.6         |
| 岐阜県 | 1971.2                       | 900.1                      | 2871.3                       | 2187.4                        | 82.2         |

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

出典：平成30年度建設副産物実態調査結果（令和2年1月、国土交通省総合政策局）



### 3) 廃棄物処理施設の立地状況

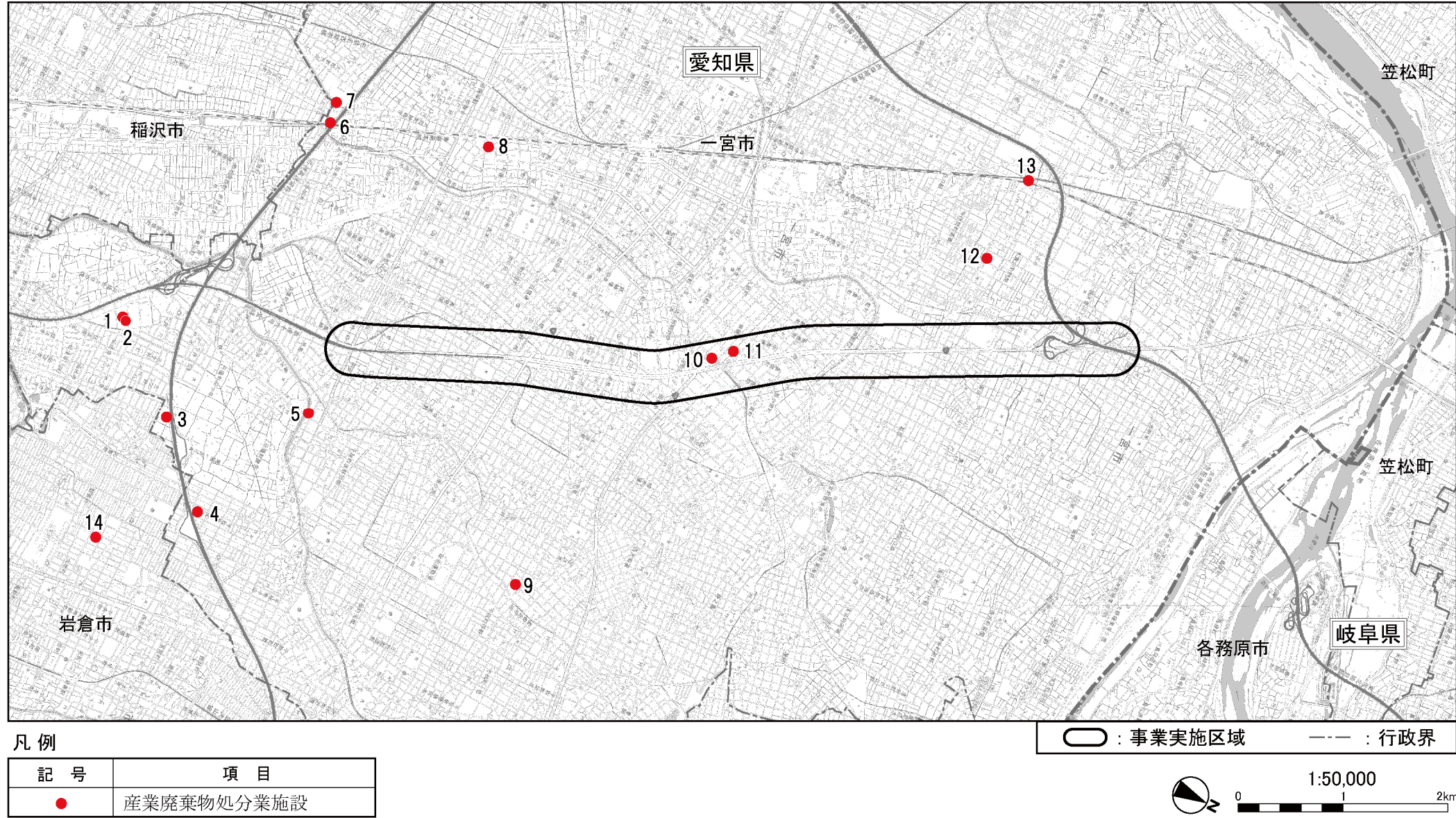
調査区域における産業廃棄物処理施設は、表 4-2-44 に、位置図は図 4-2-19 に示すとおりです。中間処理施設が 14 件分布しており、最終処分施設はありません。

事業実施区域においては、産業廃棄物処理施設が 2 件存在します。

表 4-2-44 産業廃棄物処理施設

| No | 市   | 施設名           | 住所                 | 品目   | 処理方法             |
|----|-----|---------------|--------------------|--|------------------|
| 1  | 一宮市 | サンユー工業株式会社    | 丹陽町九日市場字中田 98 番 1  | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 | 選別               |
| 2  |     | サンユー工業株式会社    | 丹陽町九日市場字中田 97 番    | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず      | 破碎               |
| 3  |     | 株式会社尾張紙業      | 丹陽町三ツ井字東広 2013 番   | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類      | 選別/破碎            |
| 4  |     | 株式会社栗本        | 千秋町塩尻字流 19 番       | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類      | 圧縮               |
| 5  |     | サーライン株式会社     | 千秋町浅野羽根字西南出 57 番 1 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 | 選別/分級・脱水         |
| 6  |     | 福田三商株式会社      | 大和町妙興寺字二反割 15 番 4  | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず                                      | 圧縮               |
| 7  |     | 社会福祉法人コスモス福祉会 | 大和町氏永字仲林 140 番 1   | 廃プラスチック類   | 減容固化             |
| 8  |     | 社会福祉法人コスモス福祉会 | 大和町宮地花池字中道 5 番 2   | 廃プラスチック類、金属くず  | 破碎・選別/破碎/圧縮/選別   |
| 9  |     | 五曠建設株式会社      | 千秋町浮野字下向得 25 番 3   | 汚泥   | 造粒固化             |
| 10 |     | 株式会社ディーアイディー  | 常願通六丁目 10 番 3      | 廃プラスチック類   | 減容固化             |
| 11 |     | 株式会社ディーアイディー  | 常願通五丁目 19 番 1      | 廃プラスチック類   | 圧縮               |
| 12 |     | サン・アール株式会社    | 木曾川町門間字東島海 31 番 2  | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 | 選別               |
| 13 |     | 木曾川環境クリーン株式会社 | 今伊勢町馬寄字トシヨ池 51 番 3 | 廃プラスチック類   | 破碎/破碎・減容固化/破碎・洗浄 |
| 14 | 岩倉市 | 株式会社サワヤ       | 大地町五反田 4 番 2       | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず                        | 蛍光管の破碎/脱水銀化/破碎   |

出典：産業廃棄物処理業者一覧表（令和2年7月、愛知県環境局資源循環推進課）



出典：マップあいち 産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ（令和2年7月、愛知県ホームページ）

図 4-2-19 産業廃棄物処理施設位置図

#### 4) 温室効果ガス等の状況

愛知県及び岐阜県の温室効果ガス排出量は、表 4-2-45(1)～(2)に示すとおりです。

愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略 2030」(2018年2月、愛知県)を策定しており、2030年度の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で26%削減する目標を設定しています。

岐阜県では「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)第2版(一部改訂)」(平成29年5月、岐阜県)を策定しており、2030年度の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で26%削減する目標を設定しています。

表 4-2-45(1) 温室効果ガス排出量の状況(愛知県)

| 温室効果ガスの種類等               |               | 平成29年度排出量<br>(千 t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度排出量<br>(千 t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度比<br>(%) |
|--------------------------|---------------|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| エネルギー起源 CO <sub>2</sub>  | 産業            | 40,704                              | 40,153                            | +1.4         |
|                          | 業務            | 10,845                              | 12,072                            | -10.2        |
|                          | 家庭            | 7,569                               | 8,584                             | -11.8        |
|                          | 運輸            | 13,547                              | 13,327                            | +1.7         |
|                          | エネルギー転換       | 2,337                               | 2,435                             | -4.0         |
| 非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> |               | 2,336                               | 2,225                             | +5.0         |
| その他ガス                    | メタン           | 406                                 | 450                               | -9.8         |
|                          | 一酸化二窒素        | 921                                 | 978                               | -5.9         |
|                          | ハイドロフルオロカーボン類 | 2,728                               | 1,959                             | +39.2        |
|                          | パーフルオロカーボン類   | 65                                  | 81                                | -19.6        |
|                          | 六ふっ化硫黄        | 111                                 | 65                                | +70.1        |
|                          | 三ふっ化窒素        | 18                                  | 53                                | -65.3        |
| 温室効果ガス総排出量               |               | 81,589                              | 82,384                            | -1.0         |

注) 基準年度は平成25年度(2013年度)を示す。

出典:「2017年度(平成29年度)の温室効果ガス排出量について」(愛知県ホームページ)

表 4-2-45(2) 温室効果ガス排出量の状況(岐阜県)

| 温室効果ガスの種類等      |        | 平成29年度排出量<br>(万 t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度排出量<br>(万 t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度比<br>(%) |
|-----------------|--------|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| CO <sub>2</sub> | 産業     | 604                                 | 608                               | -0.7         |
|                 | 業務その他  | 318                                 | 359                               | -11.4        |
|                 | 家庭     | 320                                 | 340                               | -5.9         |
|                 | 運輸     | 331                                 | 344                               | -3.8         |
|                 | 工業プロセス | 108                                 | 105                               | +2.9         |
|                 | 廃棄物    | 32                                  | 63                                | -49.2        |
|                 | その他ガス  | 107                                 | 102                               | +4.9         |
| 温室効果ガス総排出量      |        | 1,820                               | 1,921                             | -5.3         |

注1) 基準年度比は平成25年度(2013年度)を示す。

注2) 四捨五入の関係より総排出量と内訳の総計が一致しない

出典:「2017年度(平成29年度)岐阜県温室効果ガス排出量(速報値)」(岐阜県ホームページ)

## 5) 公害苦情の状況

愛知県における公害苦情件数の状況は図 4-2-20 に、一宮市における公害苦情件数の状況は図 4-2-21 に示すとおりです。

典型 7 公害の中では、いずれも騒音が最も多く、次いで大気汚染、悪臭となっています。

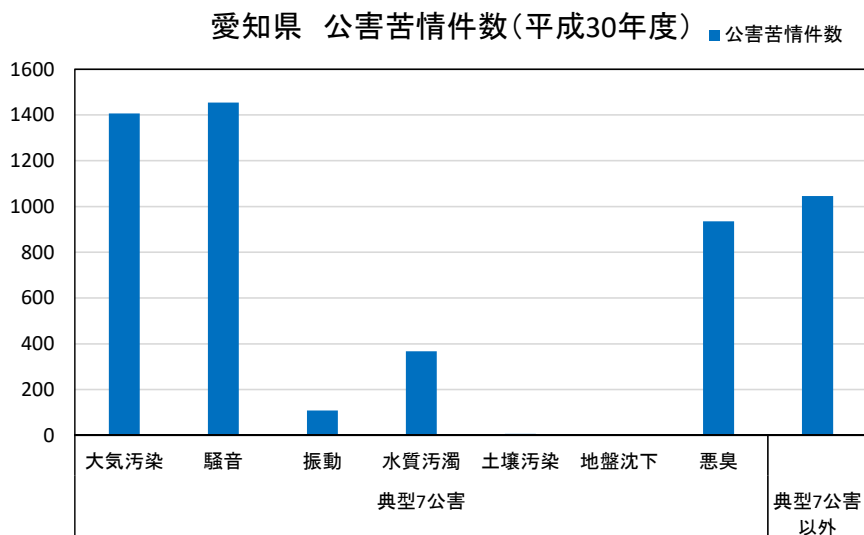


図 4-2-20 愛知県における公害苦情件数の状況（平成 30 年度）

出典：令和 2 年版 環境白書（令和 2 年 12 月、愛知県）

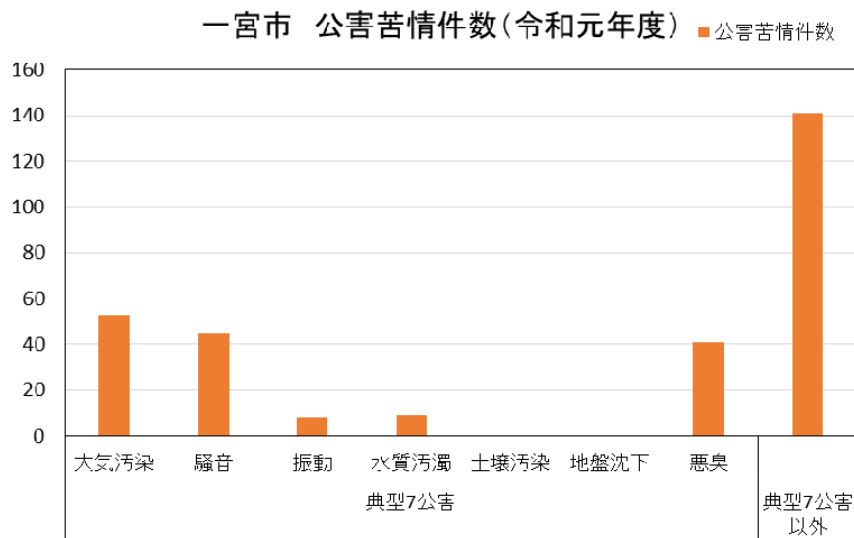


図 4-2-21 一宮市における公害苦情件数の状況（令和元（平成 31）年度）

出典：令和 2 年版 いちのみやの環境（令和 2 年 12 月、一宮市）